

青森県報

第二千三百四十号

平成十六年
六月十六日
(水曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告

肥料の検査結果の概要の公表
開発行為に関する工事の完了

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良区の役員退任

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

監査委員

監査結果に対する措置の公表

(保健衛生課) : 一
(団体経営改善課) : 一

(県民生活政策課) : 二
(食の安全・安心推進室) : 二
(建築住宅課) : 三

(東地方農林水産事務所) : 三
(北地方農林水産事務所) : 三
(西地方農林水産事務所) : 四

(事務局) : 四

(事務局) : 五

告 示

青森県告示第四百四十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にいた調剤薬局 保険調剤薬局タイキ フアイマシー尾上店	八戸市大字新井田字館下二三の二 九 南津軽郡尾上町大字尾上字栄松一三三二の九	平成一六・六一 "

青森県告示第四百四十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡佐井村大字佐井字糠森九六の三八 松谷 喜久男	佐井村第五区域	主として底建網漁業

下北郡佐井村大字佐井字糠森一七
福田 栄一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ITCあおもり

三 代表者の氏名

新見 壽次

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、企業や自治体及び各種団体に対して経営活動等に役立つITの有効活用に関する事業を行い、情報化を推進することにより広く経済活動の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域医療研究会

三 代表者の氏名

穴戸 祥子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字稲元一四の二四

五 定款に記載された目的

この法人は、病気を患っている方、高齢者に係わらず全ての県民に対して、経絡調整体操の普及啓発に係わる事業を行ない、県民の健康増進を図ることによって、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

届出番号	第八一七号
特殊肥料の種類	たい肥
生産業者の氏名及び住所	株式会社東北有機リサイクル 上北郡東北町字柳沢五九の二〇
肥料の名称	牛ふんチップ堆肥
TN (%)	〇・六八

出 先 機 関

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田一〇の三、八〇五の一、八〇五の七、八〇五の八、八〇六の二から八〇六の四まで、八〇六の六、八〇六の七、八〇六の八及び八四八の五	中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田七〇の二 東北物産株式会社
黒石市大字中川字篠村三五の一	青森市大字野木字野尻六一の四 トヨタカローラ青森株式会社

平成十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

検査の結果の概要				
水分(%)	C/N	TZn(mg/kg)	TK(%)	TP(%)
四八・七	二〇・一	五三	〇・七六	〇・四九

TN 窒素全量、TP リン酸全量、TK 加里全量、TZn 亜鉛全量、C/N 炭素窒素比、水分 水分含有量

二 特殊肥料の分析値は、現物当たりの数値である。

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年六月十六日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
大開地区基盤整備促進事業	今 別 町	平成一六・五・二四

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、広田堰土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月十六日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

役員の内任	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	白戸四郎	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三の二	平成一六・四・一五就任
"	平山寛	大字姥池字船橋三三	"
"	鹿内住矩	大字稲実字稲葉一〇	"
"	工藤惣右衛門	字開野二四五の二	"
"	木村幸則	字稲葉一〇四の二	"
"	菊池長生	字一〇三の三	"
"	工藤敏	大字七ツ館字虫流八七の三	"
監事	棟方昭吉	大字広田字藤浦九四の二	"

選挙管理委員会

理事	区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
		小山内二三	西津軽郡車力村大字富范字敷分六九	平成一六・四・一六

西地方農林水産事務所長 笹 森 新一

平成十六年六月十六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定により）を公告する。

土地改良区の役員（の）退任

理事	加藤俊三	大字稲実字開野二二三	一六・四・一四退任
理事	白戸四郎	大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三	一六・四・一四退任
理事	平山寛	大字姥范字船橋三三	一六・四・一四退任
理事	一戸裕一	大字稲実字開野七一	一六・四・一四退任
理事	鹿内住矩	字稲葉一〇〇	一六・四・一四退任
理事	工藤惣右衛門	字開野二四五の二	一六・四・一四退任
理事	木村幸則	字稲葉一〇四の二	一六・四・一四退任
理事	菊池長生	一〇三の三	一六・四・一四退任
理事	棟方昭吉	大字広田字藤浦九四の二	一六・四・一四退任
理事	木村洋一	大字姥范字船橋一八八	一六・四・一四退任
理事	工藤敏	大字七ツ館字虫流八七の三	一六・四・一四退任

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十六年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、九三三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二六五、九三四人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 東津軽郡選挙区 八、八一〇人
 - 西津軽郡選挙区 一八、二二八人
 - 南津軽郡選挙区 二六、一四四人
 - 北津軽郡選挙区 一七、〇九六人
 - 上北郡選挙区 三一、二六五人
 - 下北郡選挙区 一〇、五五二人
 - 三戸郡選挙区 二四、五七一人

青森市選挙区	七九、八五〇人
弘前市選挙区	五二、二二八人
八戸市選挙区	六四、三五四人
黒石市選挙区	一〇、六〇七人
五所川原市選挙区	一三、三五一一人
十和田市選挙区	一六、八一四人
三沢市選挙区	一一、三〇六人
むつ市選挙区	一三、三七四人

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成16年 4月 6日付け青監査第 1号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年 6月16日

青森県監査委員	片 谷 稔
同	鶴 賀 茂
同	西 谷 世
同	清 水 悦
同	河 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県立高等技術専門校	使用料及び賃借料において、契約事務手続が適正でないものがあ	随意契約の限度額について、十分に留意するとともに、チェック体制を強化し、事務を実施するとします。

青森県福岡情報センター	交際費において、前年度資金の精算手続が行われていないものがある。	平成16年 2月19日に前年度資金の精算を行いました。
-------------	----------------------------------	-----------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭